

—12—
労働理事會改選に対する態度の決定

国際労働理事會は総計二十四名にして各三年毎に總會に於て送定されるのであるが内十二名は締盟各國政府代表者より送定され残り十二名は六名宛てられ、使用者及労働者団より送定される。然るに本年度は之の改選期に當り、しかも一九二一年度の總會の決議(締盟国四分三以上批准ヲハルトキハ廿四名ヲ卅二名ニ増員スルヲウ)により或は増員改送さる、希望なきにしもあらず

一九二一年度總會の決議によれば労資双方に対する右記増員二名分は非歐洲国より送定さる、こととなつて居る。然るに從來労働団の送出に斯る理事は英、佛、白、独、スカンディナヴィア、加奈太にして一名は既に非歐洲国たる加奈太より送定され居るも之れは白々なるを以て我々は若し今回二名増員の時は日本及印度より理事一名を、送出すべき事か總會決議より見るも又日本か八大産業国の一たる現状より見るも絶対的當然且つ必要なる事モ力説すべきである。

レガも独逸は昨年国際労働機関を脱退せる故独逸労働代表の補充は中欧の一国より送出すべく従つて歐労働送定理事は五名に足る可く残り三名は非歐洲国より送定さる、事が當然である。

—13—
—13—
此の問題に対する第一の態度である。

若し二名増員が実現され、しかも加奈太以外に一名のみが非歐洲国に限り當らるゝときは加奈太、日本、印度に於て交代に二国が二年づつ、正理事となり他の一名は副理事者たる循環送定制(既に使用者側は之を實施し日本使用者代表は正理事となつて居る)を要求し、I、F、T、U、もその実現に盡力すべき事を要求する。又此の問題に対する第二の態度である。

二名の増員決定せぬ時は多分従前通り副委員たるに満足するの余議なきをらんも其の時と雖も第一の態度と同様、I、F、T、U、立會の下に加奈太、印度と協議し一年毎